

平成18年4月1日から児童手当制度が拡充されました！

支給対象年齢がこれまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、併せて所得制限が引き上げられました。
該当する方は、忘れずに認定の手続きをしてください。

認定請求の手続きが必要となります。

制度改正により新たに児童手当を受けられる児童の保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。（公務員の方は勤務先へ）
なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたもの限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

求、児童手当を受給していた保護者の方は「額改定認定請求」の手続きが必要となります。

○これまで所得制限により児童手当を受給していない保護者の方

れる方は手続きが必要な場合があります。

○小学校5年生、6年生の児童がいる保護者の方

（平成6年4月2日生まれ）
平成8年4月1日生まれ）

3月まで児童手当を受給していた保護者の方は、手続きをしなくても継続支給となりますが、転入転出さ

い児童手当を受給していない保護者の方は「認定請

注意

今回の改正により新たに支給対象となる方には支給開始月の特例がありますが、改正前でも支給対象となる

方は申請した翌月が支給開始月となりますのでお早目の手続きをお願いします。

児童手当所得制限限度額表
平成18年4月分から適用となります
単位：万円

扶養親族等の数	国民年金加入者	厚生年金等加入者
	所得額	所得額
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

○所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある方については上記に老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円が加算されます。
○比較の対象となる所得は、平成18年4月・5月分の手当については平成16年中の所得、6月分以降の手当については平成17年中の所得です。

○「認定請求」手続きに必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 請求者本人の保険証（国民年金加入者以外の方）
- ・ 請求者名義の振込先口座（郵便局以外）のわかるもの
- ・ 1月1日現在の住所地

発行される児童手当用所得証明書（転入の方のみ）
▼平成17年1月2日～平成18年1月1日に転入の方は平成16年中の所得証明書
▼平成18年1月2日以降に転入の方は平成16年中と平成17年中の所得証明書

○「額改定認定請求」手続きに必要なもの
・ 印鑑

○申請先
福祉課福祉班（横芝行政センター）または、住民課総合調整窓口（横芝光町役場）

※申込・問い合わせ

福祉課福祉班
☎ 1114

